

国の基本的対処方針に基づく警戒度 1 における要請の補足事項

< イベントの開催制限について >

「警戒度 1」では、イベントの開催における行動基準を「○」としています。
これを、国の基本的対処方針を準用し、下表のとおり運用することとします。

【警戒度 1 におけるイベントの開催制限】

県ガイドライン の警戒度	適用想定日	屋内	屋外
1	6/13~	1,000人	1,000人
		50%以内	十分な間隔
	7/10~	5,000人	5,000人
		50%以内	十分な間隔
	8/1~	5,000人	5,000人
		50%以内	十分な間隔

* 6月18日までは、県外からの参加者が多数見込まれるものは控える。

[注1] 上段は「人数上限」、下段は「収容率（定員に対する割合）」を示す。

[注2] 「人数上限」と「収容率」はどちらか小さい方を限度とする。

[注3] 「十分な間隔」はできれば2mを確保する。

[注4] 屋外で座席等により位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合は、
その半分程度以内とする。

[注5] 屋内で座席等により位置が固定されず、または収容定員の定めがない場合は、
人と人との距離を十分確保する。